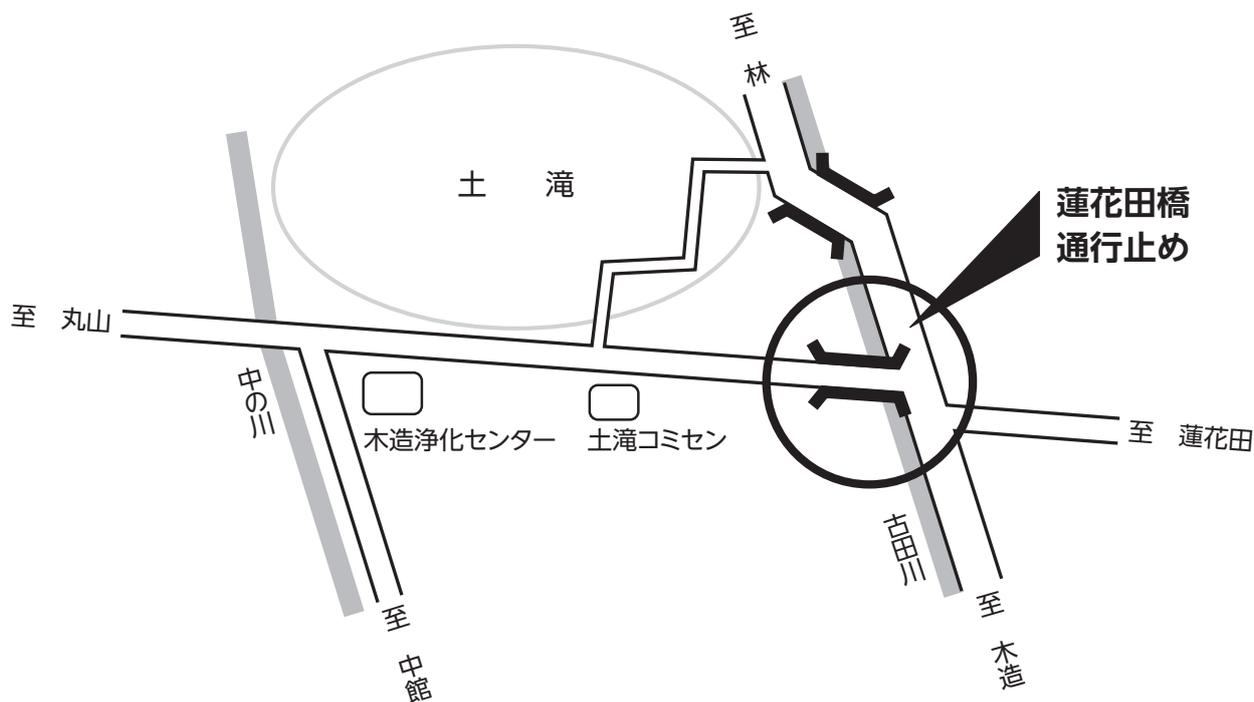


道路通行止め（蓮花田橋）のお知らせ

過日、蓮花田集落～土滝集落間の古田川に架かる「蓮花田橋」の橋脚（鋼管基礎）に“せん断”が生じ、これにより橋の一部が20センチ程度沈下していました。

現在、この橋は危険な状況にあることから、直ちに「全面通行止め」としました。復旧方法についても関係機関と協議しながら検討しています。

通行止めは長期間にわたると想定され、ご通行される皆様には大変ご不便をおかけしますが、当面の間、周辺道路をご利用ください。ご協力とご理解をお願いします



【問い合わせ先】土木課 電話42-2111（内線393,396）

りんご生産者の皆さんへ 果樹経営支援対策事業のお知らせ

果樹経営支援対策事業および果樹未収益期間支援事業等に係る申し込みを受け付けします。

申込資格 ①～③いずれかに該当する方【①認定農業者 ②果樹経営面積が98a以上ある方 ③新規就農者】

※廃園を実施希望の方は該当していても実施可能

対象園地 過去5年間以上栽培管理が行われている園地、農振農用地区域内の農地

支援金額 ・果樹経営支援対策事業（実施面積2a以上）

	普通栽培	わい化栽培	高密度栽培 (165本/10a～)	高密度栽培 (250本/10a～)	廃園	補助率
改植	17万円/10a	33万円/10a	53万円/10a	73万円/10a	りんご	8万円/10a
新植	15万円/10a	32万円/10a	52万円/10a	71万円/10a	その他の果樹	事業費の1/2以内

・果樹未収益期間支援事業（実施面積2a以上） 改植・新植 22万円/10a

受付日時 6月16日(水)～6月18日(金) 13時～16時30分

受付場所 市役所2階 相談室

持参する物 貸借契約書、事業実施する園地の地番または地図、実施計画が分かる物、通帳、通帳印、認め印

【問い合わせ先】農林水産課 電話42-2111（内線421） JAつがるにしきた森田事業所 電話49-7789

人権擁護委員に平田昌子氏が再任

平田昌子さん（木造）が、法務大臣から人権擁護委員として委嘱を受けました。

任期は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までです。

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受けて問題解決のお手伝いをするほか、啓発活動や人権教室を開催するなど、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような活動をしています。

人権相談は無料で秘密は守られますので、安心してご利用ください。

【問い合わせ先】 市民課 電話42-2111（内線266）



「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」を知っていますか？

●ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障害の方、発達障害の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を配付しています。

ヘルプマークを身につけた方を見かけたら、電車、バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



●ヘルプカードとは

障害のある方が困ったときに助けを求めるためのものです。「手助けが必要な人」と「手助けができる人」を結ぶカードです。障害のある方から「ヘルプカード」の提示がありましたら、記載されている内容に沿って支援をお願いします。

※ヘルプカードには個人情報が多く含まれますので、取り扱いには十分注意してください。



配付対象 身体障害、知的障害、発達障害のある方など（手帳の有無は問いません）

配付場所 福祉課（⑦窓口）

【問い合わせ先】 福祉課 電話42-2111（内線241）

農業者年金受給者の現況届について

農業者年金基金より5月下旬に郵送される現況届について、下記のとおり受け付けしますので、必ず提出いただくようお願いします。

受付期間 6月1日(火)～6月30日(水)（つがる出張所では土・日曜日も受け付けしています）

受付場所 農業委員会事務局（市役所3階）、稲垣出張所、車力出張所、つがる出張所（イオンモールつがる柏内）

重要事項 年金を受給するために農業経営を移譲されている方は、農業経営に関する名義が、その相手方に変更されていることが必要です。

※現況届の用紙への記入は、ボールペンなど(鉛筆不可)でお願いします。また、氏名などの必要事項は必ず記入・署名して下さい。

【問い合わせ先】 農業委員会事務局（市役所3階） 電話42-2111（内線572）